

令和6年6月 川棚町議会定例会会議録

(第3日目)

令和6年6月19日 水曜日（午前10時開議）

出席議員（14人）

1番	堀田	一徳
2番	増山	真理
3番	山口	隆
4番	坂中	信浩
5番	炭谷	猛
6番	辻	清人
7番	毛利	喜信
8番	小牟田	一紀
9番	堀池	浩
10番	田口	一信
11番	小田	成実
12番	山中	美由紀
13番	小谷	龍一郎
14番	村井	達己

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	諸 隈 啓 一 郎

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長	
兼選挙管理委員会書記長	中 原 敬 介
企画観光課長	佐々木 健太郎
税 財 政 課 長	太 川 一 輝
健康推進課長	畑 中 浩 輔
長寿支援課長	荒 木 俊 行
会 計 課 長	田 崎 あ け み
住民福祉課長	田 崎 真 子
農林水産課長	
兼農業委員会事務局長	森 文 博
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
ダム対策室長	田 川 義 信
水 道 課 長	山 口 公 一
教 育 次 長	小 中 尾 寿 隆
総務防災係長	井 原 和

議事日程

- | | | | |
|-----|---------|--------------------------------------|-----------|
| 第 1 | 請願第 1 号 | 地方自治法改定案の廃案を求める意見書を発することを求める請願書 | 総務厚生委員長報告 |
| 第 2 | 請願第 2 号 | 川棚町情報公開条例施行規則第 10 条にかかる手数料の改定を求める請願書 | 総務厚生委員長報告 |
| 第 3 | 発委第 2 号 | 川棚町議会会議規則の一部を改正する議会規則 | 議会運営委員長 |
| 第 4 | 発委第 3 号 | 川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例 | 議会運営委員長 |
| 第 5 | 発委第 4 号 | 緊急事態に関する国会審議を求める意見書（案） | 議会運営委員長 |
| 第 6 | 議員派遣の件 | | |

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第1 請願第1号

議 長 日程第1、請願第1号「地方自治法改定案の廃案を求める意見書を発することを求める請願書」を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 それでは、委員会の審査報告を読み上げさせていただきます。

令和6年6月17日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 堀池浩。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1. 受理番号 請願第1号。
2. 付託年月日 令和6年6月5日。
3. 件名 地方自治法改定案の廃案を求める意見書を発することを求める請願書。
4. 審査の結果 不採択とすべきものと決定。

それでは1ページをお開けください。

総務厚生委員会審査報告。

請願第1号「地方自治法改定案の廃案を求める意見書を発することを求める請願書」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過と内容。

(1) 審査期日 令和6年6月14日、17日。

(2) 審査場所 第1委員会室。

(3) 出席者 委員全員、議長、事務局長。

(4) 説明者 請願者 川棚町政を考える会共同代表・事務局長原豊典氏、紹介議員 辻清人 議員、炭谷猛 議員。

請願者に対する主な質疑と答弁。

質疑、この改正案の主なものは緊急事態対応で、その適用する事態は「想定される大規模な災害、感染症の蔓延、その他、その及ぼす被害の程度において、これに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」との条件が入っているが何が問題なのか。

答弁、今までの法律で対処してきており、各個別法で対応できている。改正案は国に特権的な指示権を与えることになる。

質疑、新型コロナウイルス感染症に関し、国の対応が遅いことや指揮系統が取れてないことなどの声が上がっていた。それらを整理し素早く対応できるようにしたのがこの改正案と判断するが。

答弁、国が全国民を守ることに責任を持つことは否定しないが、総理大臣の権限だけで地方自治体の指揮をとることは怖い面がある。

質疑、緊急事態発生時において、国の一括主導の下、地方自治体が動かされることに懸念があるということか。

答弁、今の憲法では、地方自治体と国が対等である。それを壊すことが一番の問題である。

2. 討議の主な内容。

・現行の地方自治法で対処できているものを、国が指示権を持って指示できることはおかしい。また具体例も示さず白紙委任することは問題である。

・改正案の表現や基準が曖昧と言われているが、有事の際には国に対応を求めている。改正案は既に衆議院を通過しており、多くの国会議員が賛成しているので廃案を求めることには納得できない。2ページです。

・近年は震災被害や甚大な災害が続いており、各自治体や国が対応している。国が迅速な対応や支援ができるようにするため、一部改正は必要なことだと考える。

・これまでの東日本大震災や新型コロナウイルスなど、迅速な対応ができていなかった。日本は地震大国であり、また環境の変化もあり、これまでを

超える災害を想定すべきである。今回の改正で効果が発揮するのではないかと思う。

3. 審査の結果。

反対討論。

地方自治法の一部改正案は、今までに起きた大震災や新型コロナの対応の立ち遅れなど、反省点を踏まえた上での改正案であり、反対する。

賛成討論。

国と地方自治は対等であり、地方自治を守るという意味で、賛成する。

以上で討論を終結し、採決の結果、請願第1号「地方自治法改定案の廃案を求める意見書を発することを求める請願書」については、賛成少数で不採択とすべきものと決定した。以上です。

議 長 これから、総務厚生委員長への報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから、請願第1号「地方自治法改定案の廃案を求める意見書を発することを求める請願書」に対し討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定であります。まず、この請願に対する賛成者の発言を許します。辻議員。

6番 辻 この請願についてですが、日本国憲法の民主的な柱の一つとして地方自治法があります。この地方自治と国とを対等に位置付けているのがこの地方自治法です。国に指示権を与える、つまり今の総理大臣に指示権を与えるということは、地方自治にこう命令ができて、今までこう要請であったものが指示に、つまり命令に変わります、強い権限が発生されます、住民が反対があっても国の指示で強行されるという事態も考えられます、地方自治を守るという意味でもあのこの請願に賛成します。以上です。

議 長 次に、請願に対する反対者の発言を許します。小牟田議員。

8番 小牟田 今回の改正についてはですね、緊急事態を想定した改正です。

特に今までの震災の対応の遅れ、あるいはコロナ感染症の対応の遅れ、これについて国がですね、真剣に考え、自治体と協力し、速やかな復興をするための一部改正案だと考えております。地方自治体との兼ね合いにつきましても、国が一方的に指示を出すというふうなことは考えられません。したがって、この請願について反対をいたします。以上です。

議 _____ **長** ほかに討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで、討論を終わります。

これから請願第1号「地方自治法改定案の廃案を求める意見書を発することを求める請願書」の採決を行います。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定です。請願第1号「地方自治法改定案の廃案を求める意見書を発することを求める請願書」を採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい、起立少数です。したがって、請願第1号「地方自治法改定案の廃案を求める意見書を発することを求める請願書」は不採択とすることに決定をいたしました。

(10 : 10)

日程第2 請願第2号

議 _____ **長** 次に、日程第2、請願第2号「川棚町情報公開条例施行規則第10条にかかる手数料の改定を求める請願書」を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 それでは、委員会報告書を読み上げさせていただきます。

令和6年6月17日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 堀池浩。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1. 受理番号 請願第2号。
2. 付託年月日 令和6年6月5日。
3. 件名 川棚町情報公開条例施行規則第10条にかかる手数料の改定を求める請願書。
4. 審査の結果 不採択とすべきものと決定。はい、1ページの方読み上げます。

総務厚生委員会審査報告書。

請願第2号「川棚町情報公開条例施行規則第10条にかかる手数料の改定を求める請願書」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過と内容。
 - (1) 審査期日 令和6年6月14日、17日。
 - (2) 審査場所 第1委員会室。
 - (3) 出席者 委員全員、議長、事務局長。
 - (4) 説明者 請願者 川棚町政を考える会共同代表・事務局長原豊典氏、紹介議員 辻清人 議員、炭谷猛 議員。

請願者に対する主な質疑と答弁。

質疑、他市町村や県ではほとんどが1枚10円とあるが、A4サイズでは東彼杵町は白黒30円とカラー70円、波佐見町は白黒30円とカラー150円、佐々町は白黒30円とカラー350円となっている。各自治体それぞれで設定しており、本町は高いと思えないが。

答弁、開示請求が何百枚となったら相当な金額となる。開示請求は大事な制度であり時代の流れや社会情勢としても改定が必要である。

質疑、コンビニでも1枚10円がすべてという状況で福岡では1枚5円のところも有る、とあるがコンビニでのコピー代のことか。

答弁、コンビニでのコピー代のことである。

質疑、コンビニなどへ原紙を持って行き単にコピーする料金と、開示請求

に応え必要な情報を確認・精査しコピーするものとは異なることであり料金には当然違いがあると思うが。

答弁、安くすることが行政サービスではないのか。

2. 討議の主な内容。

・情報開示のための手数料も必要だと思う。近隣の町と比較しても本町が突出して高いとは思わない。

・コンビニと比較するのはそもそも違う。今の設定で何も問題はない。

・妥当であり変更する必要はない。

・住民の福祉の向上を図ることが行政のサービスである。10円にすることが必要と考える。

・時代の流れや社会情勢を考えるなら、逆に単価を上げないといけないのではないか。

3. 審査の結果。

反対討論。

単純にコンビニなどでのコピー代とは異なり、情報料を含めた手数料と考える。また近隣町と比較しても本町が突出して高いとは言えないので、反対する。

賛成討論。

手数料は請求する人にとっては高いものになっている。住民の福祉の向上を図るうえで改定すべきと思ひ、賛成する。

以上で討論を終結し、採決の結果、請願第2号「川棚町情報公開条例施行規則第10条にかかる手数料の改定を求める請願書」については、賛成少数で不採択とすべきものと決定した。以上です。

議 **長** これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。田口議員。

10番田口 このことに関連して、委員会のほうで町、川棚町の町側のご意見などを聞かれたのかどうかということをお聞きします。

議 **長** 委員長。

総務厚生委員長 はい。町側の意見というのは聞いておりません。請願者のほうまたは紹介議員のほうのとの質疑で終わっております。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから、請願第2号「川棚町情報公開条例施行規則第10条にかかる手数料の改定を求める請願書」に対し討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択すべきものと決定であります。まずは、この請願に対する賛成者の発言を許します。辻議員。

6 番 辻 この請願に対してですね、情報公開が住民がこう利用できるようにですね、しやすいように、情報をこう入手しやすいように負担を減らす意味で私は賛成します。以上です。

議 長 はい。次に、請願に対する反対者の発言を許します。小牟田議員。

8 番 小牟田 このですね、開示請求に伴うコピー代ということで、請願が出されたわけなんですけれども。開示請求のための情報料、単純なコピーではなく、情報開示請求に応じた情報の提供ということで、提供料を含むコピー代と考えます。近隣ですね各町村のコピー代を鑑みましても、特段に高いコピー代とは考えられません、したがって、この請願に反対をいたします。以上です。

議 長 ほかに討論はありませんか。炭谷議員。

5 番 炭谷 5番炭谷です。私は参考人として総務委員会に参加をさせていただいたわけですが。その中で、以前は10円だったろうと思うし、それが20円になった。その金額が上がった経過を委員会としても考えてみても、経過と経緯を調べてみたらどうですかということ、却下されたことは事実ですが、そのやはり金銭的に高い、安いというのは役場の経費の中の問題というとも考えるべきだろうというふうなこと思いましたが。そこらへんがはっきりされていませんし。さきほどの委員長に対する質問の中にもあったように、行政の経過というとも聞いてみなかったというようなこともちょっと残念であるというふうに私は思いまして、これはそこらへんをもう少し調べることもあったと思うし、私はその下げてもいいんじゃないかとい

うふうなことを思っておりますので、賛成とします。

議 **長** 次に、反対者の発言を許します。小田議員。

1 1 番小田 はい。1 1 番小田です。請願 2 号の原案に反対する討論を行います。手数料に関しては、近隣町と比較しても高くなく、発行するためには、職員の手間もかかっているのです。現在の手数は妥当であると考え、請願の原案に反対をいたします。

議 **長** ほかに討論はありませんか。

(発言なし)

議 **長** 討論なしと認め、これで、討論を終わります。

これから請願第 2 号「川棚町情報公開条例施行規則第 1 0 条にかかる手数料の改定を求める請願書」の採決を行います。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定です。請願第 2 号「川棚町情報公開条例施行規則第 1 0 条にかかる手数料の改定を求める請願書」を採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議 **長** はい、起立少数です。したがって、請願第 2 号「川棚町情報公開条例施行規則第 1 0 条にかかる手数料の改定を求める請願書」は不採択とすることに決定をいたしました。

(1 0 : 2 1)

日程第 3 発委第 2 号

議 **長** 次に、日程第 3、発委第 2 号「川棚町議会会議規則の一部を改正する議会規則」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長 発委第 2 号、令和 6 年 6 月 1 9 日、川棚町議会議長 村井達己様、提出者 議会運営委員会委員長 毛利喜信。

川棚町議会会議規則の一部を改正する議会規則。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出します。

提案理由といたしまして、議会に係る手続きのオンライン化などを内容とする「地方自治法の一部改正する法律」が昨年5月8日に公布され、議会に係る手続きのオンライン化が本年4月1日に施行されたことに伴い、川棚町議会会議規則を改正する必要性が生じたため、改正しようとするものであります。主な改正内容を説明します。新旧対照表1ページおめくりください。

手続きのオンライン化については、「19章 補足」に各手続きのオンライン化に対応する通則的な規定を、第127条の2（電子情報処理組織による通知等）、第127条の3（電磁的記録による作成等）として新設しています。

今回この改正については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）では、法令に基づく行政機関等への申請等を、オンラインにより行うことが可能とされているところですが、地方議会は「行政機関等」から除かれていたため、今回の地方自治法の改正により議会に係る手続についてオンラインによる手続きを可能とする2規定を加えようとするものであります。

このほか、新旧対照表条文の初めに戻っていただき、第9条（会議時間）中、第2項を議長は会議に宣告することにより会議時間の変更ができることと改正し、第3項として、会議中でない場合において、議長が災害など緊急を要し特に必要と認めるときは、会議時間を変更できることを新設しております。

その他、第32条（開票及び投票の効力）、第85条（選挙規定の準用）及び第101条の2（資格決定の通知）については、オンライン化による規定の整理、また、第103条（携帯品）においては、現在の社会情勢に照らし古い文言の見直し等を行なっております。

改正文の附則をご覧ください。附則として、この規則は、公布の日から施行する、としております。

以上で、説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで、討論を終わります。

これから、発委第2号「川棚町議会会議規則の一部を改正する議会規則」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、発委第2号「川棚町議会会議規則の一部を改正する議会規則」は、原案のとおり可決されました。

(1 0 : 2 6)

日程第4 発委第3号

議 _____ **長** 次に、日程第4、発委第3号、川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長 発委第3号、令和6年6月19日、川棚町議会議長 村井達己様、提出者 議会運営委員会委員長 毛利喜信。

川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出します。

提案理由といたしまして、議会に係る手続きのオンライン化などを内容とする「地方自治法の一部を改正する法律」が昨年5月8日に公布され、議会に係る手続きのオンライン化が本年4月1日に施行されたことに伴い、川棚町議会委員会条例を改正する必要性が生じたため、改正をするものであります。

主な改正内容を説明します。新旧対照表最初のページの下段、第3章公聴会の条文をご覧ください。

議会に係るオンライン化に関する規定として、第22条（意見を述べようとする者の申出）、第26条（代理人又は文書による意見の陳述）及び第27条（記録）についてオンラインによる方法を可能とする規定を加え改めるものであります。

このほか、第5条（特別委員会の設置）、第7条（委員の選任）においては、文言の見直し・規定の整理を行なっております。

改正文の附則をご覧ください。附則として、この条例は、公布の日から施行する、としております。

以上で、説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで、討論を終わります。

これから、発委第3号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、発委第3号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(10 : 30)

日程第5 発委第4号

議 長 次に、日程第5、発委第4号「緊急事態に関する国会審議を求める意見書（案）」を議題といたします。

その提案者の説明を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長 ただいま議題となりました、「緊急事態に関する国会審議を求める意見書（案）」につきましては、議会運営委員会において協議をし、川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により、意見書案を提出するものであります。

意見書案については、文書により、議長宛に提出しており、お手元に配付されているかと思いますので、意見書案を読み上げることといたします。

発委第4号、令和6年6月19日、川棚町議会議長 村井達己 様、提出者 議会運営委員会委員長 毛利喜信。

緊急事態に関する国会審議を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出します。

提案理由 緊急事態における、国家の責務と権限を明確にし、国民の命と財産を守るため、憲法のあり方について建設的かつ広範な論議を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く求めるため、本案を提出します。次

ページをお願いします。意見書（案）でございます。

緊急事態に関する国会審議を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症は、長期に渡って全国各地で拡大し大きな被害をもたらしてきた。この間、全国の9割を超える中小企業の経営に深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えている。さらに医療従事者や病床の不足が解決できず、医療崩壊の危機を招くという想定されなかった事態が発生した。

また、今後30年以内に高い確率で「首都直下地震」や「南海トラフ巨大地震」の発生が予想されている。東日本大震災の際には、道路をふさぐ震災ガレキ撤去の遅れのため支援物資の輸送にも遅れが生じ、また、被災地方自治体の機能停止も問題となった。

我が国は、これまで緊急事態の発生に対し、災害対策基本法や新型インフルエンザ対策特別措置法などによって対処してきた。しかし、従来の法体系には限界があることが判明した。

感染症は全国的に影響を及ぼし、大地震などの自然災害はどここの自治体であっても被災地になりえる。したがって、感染症や自然災害に強い社会をつくることは、全国民的な喫緊の課題である。

国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることにある。国民は、緊急時に国民の命と生活を守るための施策と法整備、さらには根拠規定たる憲法について国会が建設的な論議に取り組むことを期待している。

よって、国会においては、緊急時における憲法のあり方について建設的広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和6年6月19日、長崎県川棚町議会。衆議院議長額賀福志郎様以下、記載のとおりとなっております。

ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしく申し上げます。

議 _____ **長** これから質疑を行います。ありませんか。炭谷議員。

5 番 炭 谷 5番炭谷です。ちょっとこの国会審議の意見書が提案されるのはちょっと予測もしておりませんでしたけども。これを初めて見た場合の中で、内容について委員長に質問をしたいと思います。7行目ですか、7行目。「我が国は、これまで緊急事態の発生に対し、災害緊急対策基本法や新

型インフルエンザ対策特別措置等などによって対処してきた。しかし、従来の法体制には限界があることが判明した」なにをもって法体制に限界があること、これは私の今までの経過を感じるには、やはり国は基本的なことをして、それを全部地方議会のほうにおろして行って、その自治体の状況に合わせてしてきたということであるし、今の法律の問題と思うし、その対処が悪かったというのは、今の法的な問題ではなく、その国のやり方と地方の連携とといいますか、そういった状況の中であったことであって、ただ急がなければならないっていうことは分からないと思いますし。

そして一番最後のほうにあります、「国会においては、緊急時における建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民議論を喚起するよう強く求める」ということですが、そのまさに論議が始まらんとしているからであって、地方自治法に対する、さきほどの国のあまり強権的な介入といいますか、それは今から論議することを深く求めるということだけかもしれませんが。そのことを国にするというのもどうかと思うし、すでに論議はあっているというふうに思いますし、それを国に求めていかななくても、さきほどいったような内容の中で、私はできるっていうふうに思いますが、その見解を質問いたします。

議 _____ **長** 委員長。

議会運営委員長 はい。先ほどの総務委員会に付託された請願でもちよつと出た話なんですけども。例えばそういったコロナだったりとか大震災だったり、個別法で対応できるとおっしゃいますが、なかなかそれで遅れをとって、復興が遅れたという反省点があり、その地方自治法の一部改正案というのが、衆議院を通過したわけなんですけども、そういった背景もありながら、そういった大規模災害であるとか、未曾有の災害を予測した上で、例えば国が緊急事態の宣言をすることにより、そういった災害等にも対応していくということを考えています。

なので、これは議会運営委員会の中でも、話があったんですけども、全会一致といいますか、議会運営委員会の総意ということで今回提出をしております。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。田口議員。

10番田口 反対討論をいたします。3項目ありますので、少し長くなりますけども、お聞きいただきたいと思います。

まず1点目ですが、この意見書の主旨は、憲法に緊急事態時の規定を求めるものと理解しますが、例示されているような緊急事態というのは、全て行政権の範囲内の事項であります。憲法第63条に、「行政権は、内閣に属する」と書いてあることで十分でありまして、新たな規定を設ける必要は全くありません。

関連して、緊急時に国会議員の任期を延長する憲法改正を与党で検討されていたようですが、先般の新聞報道では提出しないこととなったようです。提出しないのはそれでいいんですけれども、大体、たいした内容もない憲法改正をまずやって、やがて9条改正につなげていこうというような、あるいは、9条改正まではつなげられなくても、党是である「憲法改正」の一部は実現したという口実を作ろうというような、姑息な進め方を考えること自体がおかしいのであって、憲法第99条に「大臣等の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」と規定されているその精神に反していると私は思います。国民皆が憲法を守らなければならないのです。世界各地で紛争が起きている状況の今、日本こそ、「戦争をするな」という声を、強く世界に発信していくべきだと思います。

2点目ですが、仮に、法律レベルの要望すなわち緊急事態法制の整備の要望とこの意見を考えましても、「緊急事態」の概念があまりにも広い、なおかつ、どうしてくれというのか要望の内容が不明確でありますので、意見書としては不適用だと思います。

3点目ですが、これは先ほど、請願1号を否決したので本議会にはあがないと思いますけれども、申し上げます。先般の新聞記事では、国の指示権を盛り込む地方自治法の改正に、地方側すなわち複数の知事さんたちが反対しているということでありました。この改正は、令和2年のコロナ禍初期

に、クルーズ船内で集団感染した患者の受入で、自治体間の調整が難航したことを受けて改正されるものであるといたします。この改正に反対されるということは、当然、自治体は、自治体間で必要な協定等を締結し、連携を密にして、しっかり取り組んでいこうという姿勢だと考えられます。そういう姿勢と、緊急事態法制を要望する姿勢は矛盾していると思います。以上です。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。山口議員。

3 番 山 口 議席番号3番山口でございます。「緊急事態に関する国会審議を求める意見書の提出」について、賛成の立場から討論を行います。

東日本大震災、コロナ感染症、そして今回の能登半島の大震災など、大規模な災害等の非常時には、関係する自治体だけでは十分な対応ができず、支援復興も非常に厳しいものでございます。

そのためには国家的な対応が必要であり、そのための法整備が必要であるというように考えられます。その法整備を行うためには、現在の根拠である憲法についての論議も必要であるというように考えております。

今後も、異常気象による大水害、台風の大型化による災害や、「首都直下地震」「南海トラフ地震」等の発生も予想されており、大規模改修などの非常事態に迅速に対応するためには、早急な法整備が必要であると考え、賛成をいたします。以上でございます。

議 長 ほかに討論はありませんか。辻議員。

6 番 辻 この意見書に対して反対の立場で意見を申します。従来の法体系には限界があると思いますが、この限界をつくるのは今の政府じゃないかと思うんですよね。地震についても、遅々とも進まないような、やっぱり政府のやる気一つじゃないかと考えています。自治体が一生懸命なってやってるのに、対してですね、国に対して特権的なこととかですねそういうものは、こう必要ないんじゃないかと私は考えています。以上です。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。よろしいですか。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで、討論を終わります。

これから、発委第4号「緊急事態に関する国会審議を求める意見書

(案)」の採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。起立多数です。したがって、発委第4号「緊急事態に関する国会審議を求める意見書(案)」は、原案のとおり可決されました。

(10:45)

議 _____ **長** 可決された意見書は、衆議院議長ほかに送付することにいたします。

日程第6 議員派遣の件

議 _____ **長** 次に、日程第6「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。本件は、川棚町議会会議規則第127条の規定によって、お手元に配付をしました別紙のとおり議員派遣をしたいと思いますが、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件」はお手元に配付をしました別紙のとおり、派遣することに決定をいたしました

なお、ただいま議決をいたしました「議員派遣の件」で、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、後日、その内容等に変更があった場合は、議長に一任することに決定をいたしました。

(10:46)

